

# 文京学院大学学則（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 文京学院大学（以下「本学」という。）は、「自立と共生」の建学の精神に則り、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に寄与するこころ豊かな人間の育成を目的とする。

2 大学設置基準の趣旨に沿い、各学部学科において以下の人才培养を目指す。

学 部	学 科	目標とする人材
経営学部	経営コミュニケーション学科	主体的に考え自律的に行動し、持続可能な社会への変革に挑戦するクリエイティブでロジカルなイノベーター人材の育成
	マーケティング・デザイン学科	「マーケティング」、「コンテンツ・デザイン」、「デジタル」の3つのエリアを融合させ、新しい社会のニーズに応えられる、デジタル経済の担い手となるような人材の育成
人間学部	コミュニケーション社会学科	人間と人間、人間と社会、人間と自然との共生をコミュニケーションという観点から捉え、共生社会実現のための豊かな感性、総合的な理解力、具体的な実践力を育成し、社会に貢献できる人材の養成
	児童発達学科	子どもたちの心と体の成長を確かな技術で受け止め、やわらかな感性をもとに、支え、育み、細分化するニーズに的確に応えられる、保育者・教育者の養成
	人間福祉学科	子どもや高齢者、心身に障害がある人、生活上の問題を抱える人など他者の助けを必要とする多くの人々に対してあたたかなまなざしとともに、的確な知識と技術を持って接することができるスペシャリストの養成
	心理学科	広範な知識をもとに、人と社会のあるべき姿を考え、心理学的な視点から現代社会の諸問題に専門性の高いアプローチができる人材の養成
外国語学部	英語コミュニケーション学科	国際語である英語の実践能力の涵養を図るとともに、国際関係や異文化理解など幅広い教養を培い、IT活用能力を高め、将来、多様な環境の中で、社会に貢献できる“人間力”を備えた人材の養成
保健医療技術学部	理学療法学科	チーム医療と根柢ある理学療法を基盤に、心の不安も含めて理解することができ、高い科学的思考力と確実に施行できる専門技術を併せもち、かつ将来にわたって熱意をもち続ける理学療法士の養成
	作業療法学科	「自立と共生」の理念のもと、高い倫理観をもち、自らの自律を求め、保健・医療・福祉・教育・職業分野において、対象者に作業療法を実践することで、それらの人々の生活を支援することができる人材の育成
	臨床検査学科	検査に関する知識と技能を習得し、現代の医療における臨床検査の立場を熟知し、医療人としての倫理観を身につけ

		た明日の医療を支える一員となり得る人材の養成
	看護学科	豊かな人間性と高い倫理観、コミュニケーション能力を備えた優れた看護専門職者として、看護実践能力を身につけ、チーム医療の中で専門性を發揮し、グローバルな視点から健康問題を捉え、多様な職種の人々と連携・協働できる人材の育成
ヒューマン・データサイエンス学部	ヒューマン・データサイエンス学科	人と人、人と地域、人と自然が共生する社会創造に寄与でき、「社会課題発見スキル×データサイエンス・AI活用スキル×プロジェクトマネジメントスキル」の3つのスキルに基づき、解決策を提案できる能力を持った人材の養成

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うに当たっての項目ならびに実施体制等については、別に定める。

## 第2章 基 本 組 織

(大学院・学部・学科および学生定員)

第3条 本学は、大学院および学部をもって組織する。

2 本学に設置する学部、学科、専攻および学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科・専 攻	入学定員	収容定員
経営学部	経営コミュニケーション学科	130名	1, 040名
	マーケティング・デザイン学科	130名	
人間学部	児童発達学科	130名	520名
	人間福祉学科 (内、介護福祉コース)	110名 (30名)	440名 (120名)
	心理学科	100名	400名
外国語学部	英語コミュニケーション学科 国際ビジネスコミュニケーション専攻	180名	720名
	国際教養コミュニケーション専攻		
保健医療技術学部	理学療法学科	80名	320名
	作業療法学科	40名	160名
	臨床検査学科	80名	320名
	看護学科	100名	400名
ヒューマン・データサイエンス学部	ヒューマン・データサイエンス学科	110名	440名

3 大学院に関する学則は、別に定める。

## 第3章 職 員 組 織

(職 員)

第4条 本学に、学長、研究科委員長、学部長を置く。なお、必要に応じて、副学長を置くことができる。

- 2 本学に、教授、准教授、助教、助手を置く。
- 3 本学に、事務職員およびその他必要な職員を置く。
- 4 職員は、それぞれの職務に従事する。
  - (1) 学長は、校務全般を掌り、所属職員を統督する。また、教育研究に関する重要事項については教授会の意見を聞いて決定する。
  - (2) 副学長は、学長を補佐し、また、学長の指示を受けた範囲において自らの権限で公務を処理する。学長は指示の範囲を文書で明確にする。
  - (3) 研究科委員長は、学長を補佐し、当該研究科の諸事項を管掌する。
  - (4) 学部長は、学長を補佐し、当該学部の諸事項を管掌する。
  - (5) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (6) 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (7) 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (8) 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
  - (9) 事務職員および必要な職員は、大学の事務全般を掌る。
  - (10) 介護福祉士養成施設の職員組織については、特則で規定する。

#### 第4章 大学運営会議

(大学運営会議)

第5条 大学は、大学の重要な事項を審議するため、大学運営会議を置く。

- 2 学長は、大学運営会議を招集し、その議長となる。

(大学運営会議の組織)

第6条 大学運営会議は、理事長、学長、副学長、研究科委員長、学部長、教務部長、学生部長、学長補佐、法人事務局長、法人副事務局長、大学事務局長（統括ディレクター）、キャンパスディレクターをもって組織する。

- 2 大学運営会議委員の任期、大学運営会議の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

(審議事項)

第7条 大学運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 全学部・全研究科の教育課程の編成に関する全学的な方針の策定
- (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (3) 教員人事に関する事項
- (4) 大学院、学部、学科その他重要な研究機関の設置・廃止に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) 大学院、学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (8) 学長が委嘱した事項
- (9) その他大学の運営に関する重要な事項

#### 第5章 教授会

(教授会)

第8条 大学および各学部に、重要な事項を審議するため、教授会を必ず置く。

- 2 学長は全学教授会を招集し、その議長となる。学部長は各学部の教授会を招集し、その議長となる。
- 3 教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して意見を述べる機関である。

(教授会の組織)

第9条 教授会は、教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教を加えることができる。
- 3 学園長および法人事務局長、統括ディレクター（大学事務局長）は、教授会に出席して意見を述べることができる。
- 4 教授会の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

（審議事項）

第10条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- 1) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、休学、留学、転学、転学部、転学科、退学、除籍、卒業及び課程の修了に関する事項
  - 2) 学位の授与に関する事項
  - 3) 学長が定める事項
- ※「学校教育法第93条2項3号の学長が定める事項」については、別途学長裁定規程として定める。
- 2 教授会は、次の事項を審議し、学長等（学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長）から求められた場合、意見を述べる。
    - 1) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
    - 2) 学生団体および学生の生活指導に関する事項
    - 3) 学生の賞罰に関する事項
    - 4) その他教育研究に関する事項

## 第6章 修業年限および在学年限

（修業年限）

第11条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。
- 3 長期履修学生として認定を受けた者は、前項の規定は適用しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず飛び級による早期卒業を認める。

## 第7章 学年、学期および休業日

（学 年）

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第13条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第14条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日  
国民の祝日に関する法律に規定する休日  
学園創立記念日 10月23日
- (2) 夏季・冬季・春季の休業日については、各学部、学科、研究科等の学年暦で示すものとする。
- (3) 夏季・冬季・春季等の休業日に各種実習を行うことがある。
- (4) 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

## 第8章 教育課程および履修方法等

（授業科目）

第15条 経営学部経営コミュニケーション学科の授業科目を分けて、教養科目、語学科目、キャリア科目、学部共通科目、学科専門科目（基礎・基幹）、学科専門科目（発展）、留学科目とする。

さらに、教養科目を分けて大学特別科目および教養科目とする。また、語学科目を分けて外国語科目および留学生科目とする。学科専門科目（基礎・基幹）を分けて、経営・会計・税務・経済・金融・法とする。学科専門科目（発展）を分けて、経営・会計・税務・経済・金融・法、フィールドワーク、演習とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

2 経営学部マーケティング・デザイン学科の授業科目を分けて、教養科目、語学科目、キャリア科目、学部共通科目、学科専門科目（基礎・基幹）、学科専門科目（発展）、留学科目とする。

さらに、教養科目を分けて大学特別科目および教養科目とする。また、語学科目を分けて外国語科目および留学生科目とする。学科専門科目（基礎・基幹）を分けて、経営・会計・税務・経済・金融・法とする。学科専門科目（発展）を分けて、経営・会計・税務・経済・金融・法、フィールドワーク、演習とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

3 人間学部コミュニケーション社会学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、学科基礎科目、専門科目、専門実践科目、専門関連科目および海外留学科目とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

4 人間学部児童発達学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、保育・教育専門科目および海外留学科目とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

(3) 児童発達学科においては、幼稚園教諭一種免許の教職課程ならびに保育士資格の養成課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

(4) 児童発達学科においては、小学校教諭一種免許の教職課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

5 人間学部人間福祉学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、人間福祉関連科目、福祉マネジメント科目および海外留学科目とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

(3) 人間福祉学科においては、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

(4) 介護福祉コースの養成課程の指定科目および履修方法等については、特則で規定する。

6 人間学部心理学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、専門演習、専門基礎科目、専門科目および海外留学科目とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

(3) 心理学科においては、公認心理師の受験資格を得るために学部で修得すべき科目を履修することができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

7 外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻の授業科目を分けて、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目とする。

(1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

(3) 外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻においては、高等学校教諭一種免許（英語）ならびに中学校教諭一種免許（英語）を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

(4) 留学特待生プログラムの履修方法等については、特則で規定する。

8 外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻の授業科目を分けて、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学

- 等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
  - (3) 外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻においては、高等学校教諭一種免許（英語）ならびに中学校教諭一種免許（英語）を受けることができる。授業科目的履修方法については、別表のとおりとする。
  - (4) 留学特待生プログラムの履修方法等については、特則で規定する。
- 9 保健医療技術学部理学療法学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
  - (3) 授業科目的履修方法については、別表のとおりとする。
  - (4) 保健医療技術学部理学療法学科においては、理学療法士の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目的履修方法については別表のとおりとする。
- 10 保健医療技術学部作業療法学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
  - (3) 授業科目的履修方法については、別表のとおりとする。
  - (4) 保健医療技術学部作業療法学科においては、作業療法士の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目的履修方法については別表のとおりとする。
- 11 保健医療技術学部臨床検査学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
  - (3) 授業科目的履修方法については、別表のとおりとする。
  - (4) 保健医療技術学部臨床検査学科においては、臨床検査技師の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目的履修方法については別表のとおりとする。
- 12 保健医療技術学部看護学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
  - (3) 授業科目的履修方法については、別表のとおりとする。
  - (4) 保健医療技術学部看護学科においては、看護師の国家試験受験資格を得ることができ。授業科目的履修方法については別表のとおりとする。
  - (5) 保健医療技術学部看護学科においては、保健師の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目的履修方法については別表のとおりとする。
- 13 ヒューマン・データサイエンス学部ヒューマン・データサイエンス学科の授業科目を分けて、大学特別科目、教養科目、キャリア・インターーンシップ科目、学科基礎科目、データサイエンス科目、ヒューマン・ドメイン科目、プロジェクトマネジメント科目、実践科目とする。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- 14 Bunkyo GCIの授業科目を分けて、英語科目群、共通科目群、学部発展科目群、キャリア科目群、短期海外研修とする。授業科目的履修方法は別に定める。
- (1) 授業科目的種類および単位数は、別表のとおりとする。
  - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- Bunkyo GCIは、学部横断型の取組であり、教育課程その他学部との調整等が必要な場合は、協議するものとする。決議についてはGCIを優先する。

#### (1年間の授業期間)

第16条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

#### (単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める授業時間を持って1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める授業時間を持って1単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作、インターンシップ等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

#### (単位の授与)

第18条 授業科目を履修し認定された者には、所定の単位を与える。

- 2 単位取得の認定は、試験、論文、その他の方法によるものとする。
- 3 介護福祉コースの単位の授与については、特則で規定する。

#### (学部・学科間の科目履修)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が相互に他の学部において履修した授業科目について修得した単位を、第20条、第21条、第22条で取得する単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位を超えない範囲で教職免許取得に必要な科目についても他学部・他学科の授業科目を履修し、要件を満たせば教職課程を受けることができる。

#### (他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 外国語学部英語コミュニケーション学科の留学特待生プログラムの履修生については、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、第19条、第21条、第22条で取得する単位と合わせて留学特待生プログラムAの学生は55単位を、同プログラムBの学生は40単位を超えない範囲で、当該学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う、短期大学のまたは高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位数の認定)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学等で修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなしそうな場合は、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超

えないものとする。

- 4 編入学、転入学の場合に与えることのできる単位数は、学生が本学に入学する前に大学または短期大学等で取得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、62単位を限度に認定する。

(学修の評価)

第23条 学修の評価は、秀、優、良、可および不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 評価の基準については、別に定める。

## 第9章 卒業の要件等

(卒業の要件)

第24条 本学経営学部経営コミュニケーション学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目群より必修科目2単位、選択科目8単位以上
- (2) 語学科目群より必修科目6単位、選択科目6単位以上
- (3) キャリア科目群より必修科目2単位、選択科目4単位以上
- (4) 学部共通科目群より必修科目18単位、選択科目14単位以上
- (5) 学科専門科目(基礎・基幹)群より選択科目30単位以上
- (6) 学科専門科目(発展)群より選択科目34単位以上

※「専門演習(3年)」「専門演習(卒業研究)」を履修しない学生については、「キャリアメンタリング演習Ⅰ」ならびに「キャリアメンタリング演習Ⅱ」を必ず履修することとする。  
(履修科目的登録の上限:49単位(年間))

各号の科目的履修方法については、別に定める。

- 2 本学経営学部マーケティング・デザイン学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目群より必修科目2単位、選択科目8単位以上
- (2) 語学科目群より必修科目6単位、選択科目6単位以上
- (3) キャリア科目群より必修科目2単位、選択科目4単位以上
- (4) 学部共通科目群より必修科目18単位、選択科目14単位以上
- (5) 学科専門科目(基礎・基幹)群より選択科目4科目以上8単位以上
- (6) 学科専門科目(発展)群より選択科目56単位以上(「マーケティング」「デジタル」「コンテンツ・デザイン」の区分より最低1科目取得)

※「専門演習(3年)」「専門演習(卒業研究)」を履修しない学生については、「キャリアメンタリング演習Ⅰ」ならびに「キャリアメンタリング演習Ⅱ」を必ず履修することとする。

各号の科目的履修方法については、別に定める。

- 3 本学人間学部コミュニケーション社会学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、学科基礎科目、専門科目、専門実践科目、専門関連科目および海外留学科目の中から、必修を含め124単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目的履修方法については、別に定める。

- 4 本学人間学部児童発達学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、保育・教育専門科目および海外留学科目の中から、必修を含め124単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目的履修方法については、別に定める。

- 5 本学人間学部人間福祉学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、人間福祉関連科目、福祉マネジメント科目および海外留学科目の中から、必修を含め、124単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目的履修方法および介護福祉コースの卒業の要件については、別に定める。

- 6 本学人間学部心理学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、専門演習、専門基礎科目、専門科目および海外留学科目の中から、必修を含め、124単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目的履修方法については、別に定める。

- 7 本学外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目の中から、必修を含め128単位以上を修得しなければならない。各科目群の科目的履修方法および留学特待生プログラムの卒業の要件については、別に定める。
- 8 本学外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目の中から、必修を含め128単位以上を修得しなければならない。各科目群の科目的履修方法および留学特待生プログラムの卒業の要件については、別に定める。
- 9 本学保健医療技術学部理学療法学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、125単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目的履修方法および理学療法士の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 10 本学保健医療技術学部作業療法学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、127単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目的履修方法および作業療法士の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 11 本学保健医療技術学部臨床検査学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、128単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目的履修方法および臨床検査技師の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 12 本学保健医療技術学部看護学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、128単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目的履修方法および看護師及び保健師の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 13 本学ヒューマン・データサイエンス学部ヒューマン・データサイエンス学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、教養科目、キャリア・インターンシップ科目、学科基礎科目、データサイエンス科目、ヒューマン・ドメイン科目、プロジェクトマネジメント科目、実践科目の中から、必修を含め、124単位以上を修得しなければならない。
- 14 飛び級による早期卒業認定の、在学年限、卒業要件については、別に定める飛び級による早期卒業に関する規定による。
- 15 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。この授業は多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所（遠隔授業）で履修させることができる。その修得単位は60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位とすることができます。

#### (卒業の認定)

- 第25条 前条に定める卒業の要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

#### (学士の学位の授与)

- 第26条 学長は、卒業を認定した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学 部	学科・専攻	学 位
経営学部	経営コミュニケーション学科	学士（経営学）

経営学部	マーケティング・デザイン学科		学士（経営学）
人間学部	コミュニケーション社会学科		学士（人間学）
人間学部	児童発達学科		学士（教育学）
人間学部	人間福祉学科		学士（社会福祉学）
人間学部	心理学科		学士（心理学）
外国語学部	英語コミュニケーション学科	国際ビジネスコミュニケーション専攻	学士 (コミュニケーション)
		国際教養コミュニケーション専攻	
保健医療技術学部	理学療法学科		学士（理学療法学）
保健医療技術学部	作業療法学科		学士（作業療法学）
保健医療技術学部	臨床検査学科		学士（臨床検査学）
保健医療技術学部	看護学科		学士（看護学）
ヒューマン・データサイエンス学部	ヒューマン・データサイエンス学科		学士（ヒューマン・データサイエンス）

2 その他学位に関する事項は、別に定める学位規程による。

## 第10章 入学、編入学 等

### （入学の時期）

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

### （入学資格）

第28条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると、本学が認めた者
- (8) 介護福祉コースの入学資格等については、特則で規定する。

### （入学出願手続）

第29条 本学に入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本学所定の入学願書
- (2) 卒業または卒業見込証明書、もしくはその他入学資格を証明する書類
- (3) 出身校の調査書

### （入学者の選考）

第30条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

### （入学手続）

第31条 前条の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続をしなければならない。

(入学許可)

第32条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第33条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者または中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者または高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第111号）第92条の3に規定する者
- (4) 学校教育法施行規則（平成10年文部省令第33号）第77条の8第2項に規定する者

(転入学)

第34条 他の大学に在学している者で、当該大学長の同意を得て、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第35条 第40条の規定により、退学を許可された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 第41条(2)号、(3)号、(4)号の規定により、除籍された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、相当年次に入学を許可する場合がある。

(編入学等の決定)

第36条 前3条の規定による入学の許可、および許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 第11章 休学、留学、転学、転学部、転学科、退学および除籍

(休 学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1ヶ月以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続きさらに1ヶ月以内の休学を許可することがある。また、休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間満了の場合または休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学の期間は、第11条第2項の在学年限に算入しない。

(留 学)

第38条 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 留学した期間は、第11条および第24条の在学年限に算入する。

(転学および転学部、転学科)

第39条 他の大学に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 本学内で転学部、転学科を志願する者がある時は、当該学部、学科に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が許可することがある。転学部、転学科に関する規程は別に定める。

(退 学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 稽)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第11条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (3) 第37条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

## 第12章 検定料、入学金、授業料 等

### (検定料等の金額)

第42条 本学の検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費、実習費または実験実習費および新入生特別研修費の金額は、別表のとおりとする。ただし、併設文京学院大学女子高等学校から入学した者の入学金については、別途定める規定に基づき入学金の減免を受けることができる。

2 第33条、第34条、第35条の規定に基づき本学に入学を許可された者が納める学費は、原則として当該者の属する年次の在学者に係わる学費と同額とする。ただし、検定料および入学金は、入学する年度の学則に定められた額とする。また、施設費は入学年次により別表のとおり一部免除する。また、併設文京学院短期大学を卒業した者の入学金は、100,000円とし、施設費は免除する。併設文京学院大学医学技術専門学校を卒業した者の入学金は100,000円とする。

### (授業料等の納入)

第43条 授業料、維持管理費、施設費および実験実習費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。

前期 4月30日まで 後期 10月31日まで

2 新入生特別研修費は、4月30日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。

3 入学金は、所定の期日までに納入しなければならない。

### (休学の場合の授業料等)

第44条 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、当該期開始前に休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、前期の全期間または後期の全期間を休学したときは、その期の授業料、新入生特別研修費および実験実習費を免除する。

2 期の途中、前期においては6月30日（休日の場合はその前日）、後期においては12月27日（休日の場合はその前日）までに休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、その学期について納入すべき授業料および実験実習費の2分の1を減額する。但し、その期（前期・後期）の単位付与はしない。

3 前項の手続きについては、教授会の審議決定を踏まえ、学長の許可の基に行う。

### (退学、停学等の場合の授業料等)

第45条 前期または後期の途中で退学もしくは転学した者については、当該期分の授業料、維持管理費および実験実習費を納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料、維持管理費および実験実習費は、納入しなければならない。

### (納入した検定料等)

第46条 納入した検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費、新入生特別研修費および実験実習費は、返還しない。

ただし、本学則第44条に規定する休学の場合の授業料等については、既に納付された授業料等をその全額または2分の1を返還する。

## 第13章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、長期履修学生

### (科目等履修生)

第47条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第48条 本学所定の授業科目中、その1科目の聴講を願い出る者があるときは、当該授業に支障のない限りにおいて、聴講生として、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学科の授業および研究に支障がない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第51条 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会ならびに大学運営会議の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

第53条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会ならびに大学運営会議の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

4 懲戒に関する事項は、別に定める。

第15章 図 書 館

(図書館)

第54条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第16章 研 究 所

(研究所)

第55条 本学に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する事項は、別に定める。

第17章 厚 生 施 設

(寄宿寮)

第56条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第18章 公 開 講 座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

## 第19章 情報教育研究センター

(情報教育研究センター)

第58条 本学に情報教育研究センターを置く。

2 情報教育研究センターに関する事項は、別に定める。

## 第20章 保育実践研究センター

(保育実践研究センター)

第59条 本学に保育実践研究センターを置く。

2 保育実践研究センターに関する事項は、別に定める。

## 第21章 文京語学教育研究センター

(文京語学教育研究センター)

第60条 本学に文京語学教育研究センター（B L E C）を置く。

2 文京語学教育研究センターに関する事項は、別に定める。

## 第22章 子ども英語教育センター

(子ども英語教育センター)

第61条 本学に子ども英語教育センターを置く。

2 子ども英語教育センターに関する事項は、別に定める。

## 第23章 心理臨床・福祉センター

(心理臨床・福祉センター)

第62条 本学に心理臨床・福祉センターを置く。

2 心理臨床・福祉センターに関する事項は、別に定める。

## 第24章 臨床心理相談センター

(臨床心理相談センター)

第63条 本学に臨床心理相談センターを置く。

2 臨床心理相談センターに関する事項は、別に定める。

## 第25章 国際交流センター

(国際交流センター)

第64条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

## 第26章 コンテンツ多言語知財化センター

(コンテンツ多言語知財化センター)

第65条 本学にコンテンツ多言語知財化センターを置く。

2 コンテンツ多言語知財化センターに関する事項は、別に定める。

## 第27章 地域連携センター

(地域連携センター)

第66条 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する事項は、別に定める。

## 第28章 教職課程センター

(教職課程センター)

第67条 本学に教職課程センターを置く。

2 教職課程センターに関する事項は、別に定める。

## 第29章 学習サポートセンター

(学習サポートセンター)

第68条 本学に学習サポートセンターを置く。

2 学習サポートセンターに関する事項は、別に定める。

## 第30章 まちづくり研究センター

(まちづくり研究センター)

第69条 本学にまちづくり研究センターを置く。

2 まちづくり研究センターに関する事項は、別に定める。

## 第31章 教学 I R センター

(教学 I R センター)

第70条 本学に教学 I R センターを置く。

2 教学 I R センターに関する事項は、別に定める。

## 第32章 D X 推進センター

(D X 推進センター)

第71条 本学にD X 推進センターを置く。

2 D X 推進センターに関する事項は、別に定める。

## 第33章 社会連携研究所

(社会連携研究所)

第72条 本学に社会連携研究所を置く。

2 社会連携研究所に関する事項は、別に定める。

## 第34章 デザイン・シンキング研究センター

(デザイン・シンキング研究センター)

第73条 本学にデザイン・シンキング研究センターを置く。

2 デザイン・シンキング研究センターに関する事項は、別に定める。

## 第35章 介護福祉士養成施設に係る事項の特則

(介護福祉士養成施設特則)

第74条 本大学は、介護福祉士養成施設（昼間課程）であるため、これに必要な特則を設けて管理運営する。本特則に定めのない事項は、学則の他の条文および大学諸規程を適用する。

(設置目的)

第75条 文京学院大学人間学部人間福祉学科は、学科内に介護福祉コースを設けて、社会に貢献する有為な介護福祉士を養成することを目的とした教育を行う。

(名称・位置)

第76条 介護福祉士養成のためのコースを、文京学院大学人間学部人間福祉学科介護福祉コースという。

2 本コースは、埼玉県ふじみ野市亀久保1196番地に所在する。

(修業年限、学生定員、学級数)

第77条 本コースの修業年限は、4年とする。学生は、8年を超えて在学することはできない。  
2 本コースの学生定員および学級数は次のとおりとする。

学部名	学科名	コース名	入学定員	収容定員	学級数
人間学部	人間福祉学科	介護福祉コース	30名	120名	各学年1学級

※本定員は、人間福祉学科の入学定員・収容定員の内数であり、学科の定員に含まれる。

(養成課程および履修方法等)

第78条 人間学部人間福祉学科介護福祉コースは、介護福祉士の養成を目的として4年間の教育を行う。

- 2 人間学部人間福祉学科介護福祉コースの授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、介護福祉士養成指定科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、人間福祉関連科目、福祉マネジメント科目および海外留学科目とする。
- (1) 介護福祉士養成指定科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるものの他、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- 3 人間学部人間福祉学科介護福祉コースの介護福祉士養成指定科目については、科目等履修、聴講履修は認めない。

(入学時期・入学資格・入学者の選考・入学手続き)

第79条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 入学者の選考は、出身学校の成績、本学が行う学力検査の成績を勘案して適正に行う。入学試験の種別、各種別の選考方法、各種別の募集定員、出願時期、選考日時、合否発表日時等については、募集要項で定める。
- 3 前項の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続きをしなければならない。
- 4 学則第33条、第34条の定めにかかわらず、本コースでは、他の大学からの編入学、転入学は認めない。また、学則第39条第2項に規定した学内での転学部、転学科、転専攻、転コースについても受け入れを行わない。
- 5 学則第19条、第20条、第21条、第22条に規定した、他の教育施設での修得単位については、介護福祉士養成指定科目についての本コースでの単位認定は行わない。

(試験、追試験、再試験)

第80条 試験は、期日を定めて定期試験を行うほか、通常授業内に隨時行う。

- 2 随時行われる試験および定期試験を正当な理由により受けることができなかつた者は追試験、特段の理由がないのに欠席した者および受験したが不合格となつた者に対しては、再試験をそれぞれ1回に限り認めることがある。ただし、3年次までの選択科目については原則として再試験を実施しない。
- (1) 追試験は、AAを最高として、また、再試験は、本試験における不合格者等に対して行われるものであるから、Cを最高として評価する。
- (2) 追試験の受験者は、試験を受けられなかつた事情を証明するもの（診断書・事故証明など）の提出がないかぎり、原則として再試験とみなされる。

(単位の授与)

第81条 授業科目を履修し認定された者には、所定の単位を与える。

- 2 単位取得の認定は、試験、論文その他の方法によるものとする。
- 3 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則に掲げられた各科目的出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習は5分の4）に満たない者については、当該科目的履修を認定しない。

(成績の評価)

第82条 成績の評価については、学則第23条に規定した「学修の評価」を準用する。

(卒業の要件)

第83条 本学人間学部人間福祉学科介護福祉コースを卒業するためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 本コースに4年以上在学すること。
- (2) 大学特別科目、学部共通科目、介護福祉士養成指定科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、人間福祉関連科目、福祉マネジメント科目および海外留学科目の中から、必修を含め124単位以上を修得すること。

(教職員組織)

第84条 本学に、介護福祉士養成所長、専任教員、専任職員を置く。なお、必要に応じて、非常勤教員、非常勤職員を置くことができる。

- 2 本コースの専任教員は、教授、准教授、助教とする。
- 3 本コースに、事務職員およびその他必要な職員を置く。
- 4 職員は、それぞれの職務に従事する。
  - (1) 所長は、校務を掌り、所属職員を統督する。大学長が本養成所長を兼務する。
  - (2) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (3) 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (4) 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
  - (5) 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
  - (6) 事務職員および必要な職員は、大学の事務全般を掌る。

第36章 改 正

第85条 本学則の改正は、教授会および大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。  
ただし、令和7年度以前の入学者については、入学年度の学則による。
- 2 令和7年4月に実施する改組改編に伴い、次の学部等の収容定員は第3条の規程にかかわらず、  
令和7年度から令和10年度までは次のとおりとする。  
令和7年度に学生募集を停止する学科 人間学部コミュニケーション社会学科  
令和7年度に定員を変更する学部 外国語学部

学部	学科・専攻	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人間学部	コミュニケーション社会学科	180名	120名	60名	0
外国語学部	英語コミュニケーション学科  国際ビジネスコミュニケーション専攻  国際教養コミュニケーション専攻	960名	880名	800名	720名

第15条第13項第1号別表 授業科目の種類および単位数（案）

<ヒューマン・データサイエンス学部 ヒューマン・データサイエンス学科>

授業科目の名称		単位数	
		必修	選択
大学特別科目	人間共生論	2	
教養科目	情報リテラシーⅠ 情報リテラシーⅡ 英語Ⅰ 英語Ⅱ 日本国憲法 法学 哲学 ジェンダー論 経済学 フィットネス科学 フィットネス科学演習Ⅰ フィットネス科学演習Ⅱ ジェンダード・イノベーションと地域社会 パーソナルファイナンス 社会調査法Ⅰ 社会調査法Ⅱ 社会統計学Ⅰ 社会統計学Ⅱ 量的データ分析 質的データ分析 社会調査法実践（質的）Ⅰ 社会調査法実践（質的）Ⅱ 社会調査法実践（量的）Ⅰ 社会調査法実践（量的）Ⅱ	1 1 1 1 2	
キャリア・インターンシップ科目	キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ インターンシップ キャリア特講Ⅰ キャリア特講Ⅱ	2 2 4 2 2	

学科基礎科目		初年次演習Ⅰ 初年次演習Ⅱ データサイエンスへのいざない	2 2 2	
データサイエンス科目	データサイエンス	プログラミングⅠ プログラミングⅡ プログラミングⅢ ドメインとデータサイエンス シミュレーション論 ヒューマンデータ可視化法 音声解析概論 画像解析概論 自然言語解析概論 時空間データ分析 IoTとヒューマンデータ IoTとGIS データマイニング概論 トピックモデル概論 データサイエンス特講Ⅰ データサイエンス特講Ⅱ	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		ヒューマンデータエンジニアリング演習Ⅰ ヒューマンデータエンジニアリング演習Ⅱ	2 2	
		データベースシステム概論 システム設計論 ICTシステム論 サイバーセキュリティ概論	2 2 2 2	
		機械学習入門 機械学習応用 人工知能(AI)応用Ⅰ 人工知能(AI)応用Ⅱ	2 2 2 2	
		基礎統計学 統計処理演習 データサイエンスと線形代数 データサイエンスと微積分 データサイエンスと物理 ベイズ推定とデータサイエンス ベイズ推定と意思決定	2 2 2 2 2 2 2	

ヒューマン・ドメイン 科目	ヘルスケア	ヘルスケア入門	2	2
		心理学概論		2
		心身測定学		2
		生化学と栄養		2
		生体検査学		2
		発達学概論		2
		リハビリテーション論		2
		ヘルスプロモーション		2
プロジェクトマネジメント科目	地域づくり	バイオメカニクス	2	2
		地域づくり入門		2
		都市論		2
		地域政策論		2
		共生まちづくり論		2
		ジェンダーと開発研究		2
		家族生活論		2
		国際協力論		2
		アジア地域研究		2
		アフリカ地域研究		2
プロジェクトマネジメント科目	異文化間コミュニケーション	自然環境保護論	2	2
		環境ビジネス論		2
		異文化間コミュニケーション入門		2
		異文化間コミュニケーション		2
		ソーシャルメディア論		2
		宗教の世界史		2
		比較文化論		2
		教育社会学概論		2
		比較教育学		2
		メディア概論		2
プロジェクトマネジメント科目	プロジェクトマネジメント	メディアリテラシー	2	2
		未来体験プログラム		2
		共生社会フィールドスタディーズ		6
		プロジェクトマネジメント概論		2
	経営学基礎	プロジェクトマネジメント演習		2
		経営学入門	2	2
		事業戦略論		2

		DX マネジメント概論		2
実践科目	ドメインとデータ解析	ドメインとデータ解析演習 A		2
		ドメインとデータ解析演習 B		2
		ドメインとデータ解析演習 C		2
		ドメインとデータ解析演習 D		2
		ドメインとデータ解析演習 E		2
		ドメインとデータ解析演習 F		2
		ドメインとデータ解析演習 G		2
ゼミナール	ゼミナール I	ゼミナール I	2	
		ゼミナール II	2	
卒業研究	卒業研究 I	卒業研究 I	4	
		卒業研究 II	4	

1. 他学部・他学科の単位取得の上限は、30 単位とし、学科基礎科目の領域として扱う。

## 第42条第1項別表・第42条第2項別表（学費）（案）

学則第42条第1項別表

区分		令和8年度入学者	
検定料		35,000円	
入学金		270,000円	
授業料 (年額)	経営学部	第1年次	882,000円
	人間学部	第2年次	888,000円
	外国語学部	第3年次	894,000円
		第4年次	900,000円
	ヒューマン・データ サイエンス学部	第1年次	888,000円
		第2年次	894,000円
		第3年次	900,000円
		第4年次	906,000円
	保健医療技術学部	理学・作業・臨床	976,000円
		第2年次	982,000円
施設費 (年額)		第3年次	988,000円
		第4年次	994,000円
	看護学科		1,016,000円
		第2年次	1,022,000円
		第3年次	1,028,000円
		第4年次	1,034,000円
	経営学部		60,000円
	人間学部		60,000円
維持管理費 (年額)	外国語学部		60,000円
	保健医療技術学部		150,000円
	ヒューマン・データ	第1年次	60,000円
	サイエンス学部	第2～4年次	100,000円
	経営学部		170,000円
	人間学部		170,000円
実習費(年)	外国語学部		170,000円
	保健医療技術学部		270,000円
	ヒューマン・データ	第1年次	170,000円
	サイエンス学部	第2～4年次	240,000円
実習費(年)		20,000円	

額)	外国語学部	20,000円
	保健医療技術学部	220,000円
	ヒューマン・データ サイエンス学部	第1年次 40,000円 第2～4年次 120,000円
	実験・実習費（年額）	人間学部 コミュニケーション社会学科、児童発達学科、人間福祉学科 心理学科 30,000円 50,000円
新入生特別研修費	第1年次	12,000円

1. 保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、中学教諭免許、高校教諭免許、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、介護福祉士受験資格、保健師受験資格の各課程履修者は、別途それぞれの履修費・実習費を納付するものとする。
2. 本学の同一年度入試において再受験する場合の検定料は、10,000円とする。大学入試センター試験利用入試の検定料は、15,000円とする。試験ごとの併願の詳細については別途定める。
3. 科目等履修生の登録料は10,000円、受講料は1単位について15,000円とする。
4. 聴講生の登録料は10,000円、聴講料は1単位について7,500円とする。
5. 外国人留学生試験での入学者については、入学金・授業料の各20%を減免する。なお、経営学部編入学について、協定のある外国の大学からの入学の場合の学費については別途協定で定める。
6. 保健医療技術学部の外部実習における交通費、宿泊費、食費等専ら本人に係る費用は、各自負担とする。
7. 4年間の在学期間を超えて修業する場合の授業料、維持管理費、実習費・実験実習費については、半年で卒業となるときは4年次の年額の半額をもって足るものとする。1年間の在学を要するときは、4年次の設定学費と同額とする。6年次以降も同様の扱いとする。
8. 長期履修学生については、別途定める。
9. 保健医療技術学部の留年生に係わる学費については、別途定める。

学則第42条第2項別表

一部免除対象学費	2年次入学者の免除額	3年次入学者の免除額
施設費	所定の額の4分の1	所定の額の2分の1

## 教 授 会 規 程

### (趣 旨)

第1条 本規程は、文京学院大学学則（以下、「学則」という。）第8条第2項に基づき、全学教授会および学部教授会に関する事項を定める。

### (全学教授会)

第2条 全学教授会は、本学の全学部の教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教および助手を加えることができる。
- 3 学長は、留学、出張、その他の理由により長期（1ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。
- 4 学院長、副学長、学長補佐および法人事務局長、統括ディレクター、キャンパスディレクターは教授会に出席し、意見を述べることができる。

### (召 集)

第3条 学長は、全学教授会を招集しその議長となる。

- 2 全学教授会は、原則として年3回の開催とする。

### (定足数と議決方法)

第4条 全学教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 全学教授会の議決は、出席構成員（助手を除く）の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

### (審議事項)

第5条 全学教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育および研究に関する全学的重要な事項
- (2) 大学の意思統一に関する事項
- (3) 大学教員の研修
- (4) 学院長および学長が委嘱した事項
- (5) その他大学に関する重要な事項

全学教授会の議案は学長が全学教授会に提出する。

### (委員会等の設置)

第6条 全学教授会は、必要に応じ、委員会または担当等を置くことができる。

- 2 委員会等については、別に定める。

### (報 告)

第7条 全学教授会の審議結果は、学長が学院長に報告するものとする。

### (議事録)

第8条 学長は、全学教授会の審議事項について議事録を作成し、次の全学教授会に報告し、

保管するものとする。

- 2 議事録への署名人は、学長のほか、学部長とする。
- 3 委員会に付託した議事が含まれる場合の議事録には、その委員長の署名を要する。

(庶務)

第9条 全学教授会に関する事務は、統括ディレクターが行う。

(学部教授会)

第10条 学部教授会（以下、「教授会」という。）は、学部の教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教および助手を加えることができる。
- 3 学部長は、留学、出張、その他の理由により長期（1ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。
- 4 学院長、学長、副学長、学長補佐および法人事務局長、統括ディレクター、キャンパスディレクターは教授会に出席し、意見を述べることができる。

(教員の人事)

第11条 教員人事に関する教育研究業績審査については、人事委員会に付託し、人事教授会において審議する。

(招集)

第12条 学部長は、必要に応じ、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 教授会は、毎月1回の開催とする。

(定足数と議決方法)

第13条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、教員人事に関する重要事項については、教授3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 教授会の議決は、出席構成員（助手を除く）の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。教員人事に関する重要事項については、出席教授3分の2以上によるものとする。
- 3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

(審議事項)

第14条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- 1) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、休学、留学、転学、転学部、転学科、退学、除籍、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 学長が定める事項

※「学校教育法第93条2項3号の学長が定める事項」については、別途学長裁定規程として定める。

- 2 教授会は、次の事項を審議し、学長等（学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長）から求められた場合、意見を述べる。

- 1) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
- 2) 学生団体および学生の生活指導に関する事項
- 3) 学生の賞罰に関する事項
- 4) その他教育研究に関する事項

3 教授会の議案は学部長が教授会に提出する。

(緊急の処置)

第15条 緊急を要する事項については、学部長は、学長に報告し、学長の指示により適宜これを処理し、直後の教授会において報告するものとする。

(委員会等の設置)

第16条 教授会は、必要に応じ、委員会または担当等を置くことができる。

2 委員会等については、別に定める。

(報 告)

第17条 教授会の審議結果は、学部長が学長に報告し、意見を述べるものとする。

(議 事 錄)

第18条 学部長は、教授会の審議事項について議事録を作成し、次の教授会に報告し、保管するものとする。

2 議事録への署名人は、学部長のほか、教授2名とする。

3 委員会に付託した議事が含まれる場合の議事録には、その委員長の署名を要する。

(庶 務)

第19条 教授会に関する事務は、本学学生支援センター教務グループが行う。

(改 正)

第20条 本規程の改正は、教授会及び大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 11 この規程は、令和4年11月1日から施行する。
- 12 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、令和6年4月1日から施行する。